○文部科学省令第二十七号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十一号）の施行に伴い、並びにスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第六条、第十二条、第十二条の二及び第十七条第一項の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十九日

文部科学大臣　永岡　桂子

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（文部科学省令で定める年間の実施回数） **第二条**　法第六条の文部科学省令で定める年間の実施回数は、二百五十回とする。 （指定試合の結果等の確定及び通知） **第五条**　［略］ 一・二　［略］ 三　第三条第一項の期日若しくは期間の最終日から三日以内に指定試合の結果等の確定を行うことができなかったとき、又はこれを行うことができないことが明らかになったとき。 2　機構は、指定試合の結果等を確定した場合又は指定試合の結果等を確定することができないことが明らかになった場合には、文書その他の確実な方法によりセンターに通知しなければならない。 3　［略］ （特定指定試合の結果等の確認等） **第五条の二**　［略］ 2　［略］ 一・二　［略］ 三　特定指定試合の結果等の確認を行うことができなかったとき、又はこれを行うことができないことが明らかになったとき。 四　［略］ 3　［略］	（文部科学省令で定める年間の実施回数） **第二条**　法第六条の文部科学省令で定める年間の実施回数は、百回とする。 （指定試合の結果等の確定及び通知） **第五条**　［同上］ 一・二　［同上］ 三　第三条第一項の期日又は期間の最終日から三日以内に指定試合の結果等の確定を行うことができなかったとき。 2　機構は、指定試合の結果等を確定した場合には、文書その他の確実な方法によりセンターに通知しなければならない。 3　［同上］ （特定指定試合の結果等の確認等） **第五条の二**　［同上］ 2　［同上］ 一・二　［同上］ 三　特定指定試合の結果等の確認を行うことができなかったとき。 四　［同上］ 3　［同上］

（法第十七条第一項の文部科学省令で定める数及び事由）

第七条　［略］

2　法第十七条第一項の文部科学省令で定める事由は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一　センターが、第三条第一項の期日又は期間より前に、機構から前項の数を満たす指定試合等が開催されない旨の通知を受けたとき、又は指定組織が公表し、若しくは照会に応じて回答した情報に基づき前項の数を満たす特定指定試合等が開催されないことを確認したとき。

二　センターが、第三条第二項の規定により公示したスポーツ振興投票券の発売期間中に、機構から同項の規定によりセンターが公示した指定競技会で対戦するサッカーチーム若しくはバスケットボールチームのいずれかが、当該指定競技会に参加しない旨の通知を受けたとき、又は指定組織が公表し、若しくは照会に応じて回答した情報に基づき同項の規定によりセンターが公示した特定指定競技会で対戦するサッカーチーム若しくはバスケットボールチームのいずれかが、当該特定指定競技会に参加しないことを確認したとき。

三　センターが、第三条第二項の規定により公示したスポーツ振興投票券の発売開始から払戻金の交付を開始するまでの間に、機構から同項の規定によりセンターが公示した指定競技会で対戦するサッカーチーム若しくはバスケットボールチーム以外の者が、当該指定競技会に参加する旨の通知を受けたとき、又は指定

［号を加える。］

（法第十七条第一項の文部科学省令で定める数及び事由）

第七条　［同上］

2　法第十七条第一項の文部科学省令で定める事由は、センターが、第三条第一項の期日又は期間より前に、機構から前項の数を満たす指定試合等が開催されない旨の通知を受けたとき又は指定組織が公表し、又は照会に応じて回答した情報に基づき前項の数を満たす特定指定試合等が開催されないことを確認したときとする。

［号を加える。］